

令和4年9月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成31年(ワ)第7175号 損害賠償請求事件 (以下「第1事件」という。)

平成31年(ワ)第10285号 損害賠償請求事件 (以下「第2事件」という。)

令和元年(ワ)第34529号 損害賠償請求事件 (以下「第3事件」という。)

5 令和2年(ワ)第11317号 損害賠償請求事件 (以下「第4事件」という。)

口頭弁論終結日 令和4年3月25日

## 判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

## 主 文

- 10 1 被告は、別紙認容額一覧表中「原告番号」欄記載の各原告に対し、同各原告に  
対応する同表中「合計認容額」欄記載の各金員及びこれに対する同表中「訴状送  
達の日翌日」欄記載の各日から支払済みまで年5分の割合による各金員を支払  
え。
- 2 原告6の請求及び原告6を除く原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 15 3 訴訟費用は、第1事件ないし第4事件を通じてこれを10分し、その9を原告  
らの負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求

20 被告は、別紙請求額一覧表中「原告番号」欄記載の各原告に対し、同各原告に  
対応する同表中「請求総額」欄記載の各金員及びこれに対する同表中「訴状送達  
の日翌日」欄記載の各日から支払済みまで年5分の割合による各金員を支払え。

### 第2 事案の概要

25 本件は、被告が設置する大学の入学試験を受験した女性である原告らが、同試  
験の採点に際して、性別及び高校卒業時からの経過年数等を理由として不利益な  
取扱いを受けたことにより損害を被ったと主張して、被告に対し、不法行為に基

づき、入学検定料、交通費、宿泊費、納付金差額、逸失利益、予備校費用、慰謝料及び弁護士費用相当額の損害賠償請求として、別紙請求額一覧表中「原告番号」欄記載の各原告に対する、同各原告に対応する同表中「請求総額」欄記載の各金員及びこれに対する同表中「訴状送達の日翌日」欄記載の各日から支払済みまでの平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実並びに掲記の証拠等及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

10 ア 被告は、東京都新宿区新宿六丁目1番1号所在の東京医科大学（以下「本件大学」という。）を設置運営する学校法人（私立学校法3条）である（弁論の全趣旨）。

イ 原告らは、いずれも、平成18年から平成30年までの間に、本件大学の医学部医学科の入学試験を受験したと主張する女性らである。

15 (2) 本件大学の医学部医学科入学試験の概要

20 ア 本件大学の医学部医学科の入学試験は、平成18年度には本件大学の医学部医学科が独自に作成した入学試験問題を利用する一般入学試験（以下「一般入試」という。）の方式のみであったが、平成23年度以降は、一般入試の他に独立行政法人大学入試センター（以下「大学入試センター」という。）が実施していた大学入試センター試験（以下「センター試験」という。）の結果を利用するセンター試験利用入学試験（以下「センター利用入試」という。）の方式が採用され、上記各方式において、毎年1月中旬ないし2月中旬頃に一次試験と二次試験が実施された（甲1の1ないし5、36の1ないし8、乙1、31の1、2、争いのない事実）。

25 また、本件大学の医学部医学科の入学試験においては、一般公募推薦入試方式（以下「推薦入試」という。）がある（甲2の1）。

#### イ 一般入試

一般入試は、一次試験において、本件大学の医学部医学科が独自に作成した外国語、数学及び理科の3科目の学力試験の成績により合格者を決定し、二次試験において、上記一次試験の合格者に対し、小論文試験、適性検査及び面接（なお、平成18年度は小論文及び面接のみ）を実施し、その結果に  
5 上記一次試験の成績及び調査書の記載内容を加味して、最終合格者を決定する試験方式である（甲1の1ないし5、2の1、3の1）。

一次試験は本件大学のほか、年度によってはベルサール新宿グランド試験会場又は大阪会場において、二次試験は本件大学において実施された（甲3  
10 6の1ないし8）。

一般入試の受験に際し、受験者が被告に対して支払う検定料は、平成18年度から平成30年度まで、いずれの年度についても6万円であった。

#### ウ センター利用入試

センター利用入試は、センター試験の成績により一次試験の合格者を決定  
15 し、二次試験において、上記一次試験の合格者に対し、上記イの一般入試と同様の二次試験を実施し、その結果に上記一次試験の成績及び調査書の記載内容を加味して、最終合格者を決定する試験方式である（甲2の1、3の1）。

一次試験は大学入試センター指定の試験会場において、二次試験は本件大学において実施された（甲36の1ないし8）。

センター利用入試の受験に際し、受験者が被告に対して支払う検定料は、  
20 平成23年度から平成30年度まで、いずれの年度についても4万円であった。

#### エ 推薦入試

推薦入試は、高等学校長の推薦書、調査書、志望の動機書のほか、本件大学  
25 で実施する小論文、適性検査、基礎学力検査、面接の評価を総合的に判断して合格者を決定する試験方式である（甲2の1、3の1）。

推薦入試の受験に際し、受験者が被告に対して支払う検定料は、少なくとも平成25年度から平成30年度まで、いずれの年度についても6万円であった。

(3) 原告らによる本件大学の医学部医学科の受験

5 別紙請求額一覧表中「原告番号」欄記載の各原告は、同各原告に対応する同表中「受験年度」欄記載の各年度に、同表中「試験種別」欄記載の各種別の本件大学の医学部医学科の入学試験を受験したが（ただし、後述のとおり、原告6、原告9、原告15、原告26及び原告34の受験の有無につき争いがある。）、最終の合否判定はいずれも不合格であった。

10 (4) 被告による本件大学の医学部医学科の入学試験における得点調整の発覚等

ア 平成30年7月ないし8月上旬頃、本件大学の内部調査委員会の調査により、本件大学の医学部医学科の入学試験において、受験者の得点の調整がなされていたことが発覚した。そこで、被告は、同年8月28日、平成25年度から平成30年度までの本件大学の医学部医学科の入学試験における不適切な行為等の調査を主たる目的として、学校法人東京医科大学第三者委員会（以下「本件第三者委員会」という。）を設置した。（甲2の1）

15 イ 本件第三者委員会の調査の結果、被告が、平成25年度から平成30年度までの本件大学の医学部医学科の一般入試及びセンター利用入試のそれぞれの二次試験において実施した小論文試験の全受験者の小論文の得点を一律に減じた上で、男性受験者のうち、現役生及び高等学校の卒業からの経過年数が2年（年度によっては3年）以内の者に対しては、高等学校卒業からの経過年数に応じ、年数が少ないほど高得点になるように傾斜をつけて一律に加点をした一方、その余の男性受験者及び女性受験者に対しては加点をしないという調整を行っており、遅くとも平成18年度以降、上記小論文試験  
20 の点数について、受験者の性別及び高等学校の卒業からの経過年数といった属性に応じ、一部の男性受験者だけに加点をするなどして当該受験者の成績  
25

順位を高める等の措置（以下「本件属性調整」という。）を行っていたことが判明した（甲2の1、3の1、甲4）。

5 なお、被告は、平成18年度以降の本件大学の医学部医学科の学生募集要項等において、本件大学の医学部医学科の一般入試及びセンター利用入試において本件属性調整を行っていたことを公表していなかった（乙1、弁論の全趣旨）。

10 ウ 本件第三者委員会は、上記イの調査の結果を踏まえ、被告に対し、平成25年度ないし平成30年度の本件大学の医学部医学科の一般入試及びセンター利用入試のそれぞれの二次試験について、本件属性調整がなかった原状に復した新合格者選定名簿をもって追加合否判定を実施し、その結果を公表することなどを提言した（甲2の1、3の1）。

エ 被告は、平成30年10月23日に平成29年度及び平成30年度の入学試験に関する本件第三者委員会の第一次調査報告書を公表した（乙2）。

15 また、被告は、上記第一次調査報告書の提言に基づき、平成29年度及び平成30年度の本件大学の医学部医学科の一般入試及びセンター利用入試について、合否の再判定を行うため、本件第三者委員会が作成した新合格者選定名簿に基づき、当時繰上合格となった最低順位よりも上位の者について成績上位者から順位を決定し、その中で当時不合格とされた者のうち、原告22、33及び36を含む101名について、本件大学の医学部医学科への  
20 入学意思の有無を確認し、入学の意向を示した者に対し、平成30年12月6日付けで合否結果を通知したが、原告22、33及び36は入学の意向を示さなかった（甲7、乙3）。

25 オ 被告は、平成30年12月29日、平成25年度から平成28年度の入学試験に関する第二次調査報告書及びその他本件大学の問題行為の原因分析や再発防止策等に関する第三次調査報告書（最終報告書）を公表した（乙2）。

また、被告は、平成31年1月22日、平成25年度から平成28年度の

本件大学の医学部医学科の入学試験について、追加合格を行わないことを決定した上で、当時の繰上合格の順位より上位となる可能性があった受験者を対象として補償を行うこととし、令和元年5月10日、原告38を含む対象者に対し、10万円を補償する旨を申し出たが、原告38はこれに応じなかった（甲8、11、33、弁論の全趣旨）。

(5) 関係法令等の定め

ア 私立学校法

(ア) 2条1項

この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

(イ) 2条3項

この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

(ウ) 3条

この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

イ 学校教育法

(ア) 1条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

(イ) 2条1項

学校は、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。次項及び第1

27条において同じ。)及び私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる。

(ウ) 3条

5 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

ウ 大学設置基準2条の2

10 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

エ 教育基本法

(ア) 4条1項

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

15 (イ) 6条1項

法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 争点及び当事者の主張

20 本件の争点は次のとおりであり、各争点に関する当事者の主張は、別紙主張整理一覧表に記載のとおりである。

- (1) 原告6、原告9、原告15、原告26及び原告34が本件大学の医学部医学科の入学試験を受験したかどうか(争点1)
- (2) 被告の不法行為の成否(争点2)
- (3) 被告の不法行為により原告らが被った損害の額(争点3)

25 第3 当裁判所の判断

- 1 争点1(原告6、原告9、原告15、原告26及び原告34が本件大学の医学

部医学科の入学試験を受験したかどうか) について

原告9が平成24年度の一般入試を受験したこと、原告15及び原告26がい  
ずれも平成28年度及び平成29年度の一般入試を受験したこと並びに原告3  
4が平成25年度のセンター利用入試を受験したことは、当事者間に争いがない。

5 一方で、原告6、原告9、原告15、原告26及び原告34は、原告6につき  
平成24年度の一般入試、原告9につき平成23年度の一般入試、原告15につ  
き平成27年度の一般入試、原告26につき平成28年度センターの利用入試及  
び原告34につき平成25年の一般入試をそれぞれ受験した旨を主張するが、上  
記各事実を認めるに足りる証拠はなく、上記各原告の主張を採用することはでき  
10 ない。

したがって、原告9は平成24年度の一般入試を、原告15及び原告26はい  
ずれも平成28年度及び平成29年度の一般入試を、原告34は平成25年度の  
センター利用入試をそれぞれ受験したものと認められる。

## 2 争点2 (被告の不法行為の成否) について

15 (1) 被告は、私立学校法3条の定める学校法人であるところ、本件大学は、学校  
法人によって設置された私立学校(私立学校法2条1項及び3項、学校教育法  
1条、2条1項)に当たり、「法律に定める学校」(教育基本法6条1項)とし  
て公の性質を有するものと認められるから、被告は、本件大学の医学部医学科  
の入学者の選抜に当たっても、憲法並びに教育基本法及び学校教育法を始めと  
20 する公法上の諸規定の趣旨を尊重する義務を負うものと解される。

(2) そこで検討するに、前記第2の1の前提事実(4)同イによれば、被告は、平成  
18年度から平成30年度までの本件大学の医学部医学科の一般入試及びセ  
ンター利用入試のそれぞれの二次試験において実施した小論文試験の点数に  
ついて、受験者の性別及び高校卒業年からの経過年数といった属性に応じ、一  
25 部の男性受験者だけに加点をするなどして当該受験者の成績順位を高める等  
の本件属性調整を行っていたことが認められる。



本件属性調整は、本件大学の医学部医学科の一般入試及びセンター利用入試における入学者の選抜において、性別という自らの努力や意思によっては変えることのできない属性を理由として、女性の受験者を一律に不利益に扱うものであって、性別による不合理な差別的取扱いを禁止した教育基本法4条1項及び憲法14条1項の趣旨に反するものというべきであるから、「公正かつ妥当な方法」(大学設置基準2条の2)による入学者の選抜とはいえない。また、本件全証拠によっても、被告が本件大学の医学部医学科の一般入試及びセンター利用入試における入学者の選抜において本件属性調整を行ったことについて、合理的な理由があったものと認めるに足りる事情は見当たらない。

そして、前記第2の1の前提事実(4)イによれば、被告は、平成18年から平成30年までの本件大学の医学部医学科の学生募集要項等において、本件大学の医学部医学科の一般入試及びセンター利用入試における入学者の選抜において本件属性調整を行っていたことを公表していなかったことが認められるところ、本件大学の一般入試及びセンター利用入試を受験した原告らにとって、入学者の選抜が公平かつ妥当な方法によって行われているか否かは重大な関心事項というべきであり、被告が憲法並びに教育基本法及び学校教育法を始めとする公法上の諸規定の趣旨を尊重する義務を負い、「公正かつ妥当な方法」(大学設置基準2条の2)により入学者の選抜を行うべき立場にあることに照らしても、本件大学の一般入試及びセンター利用入試を受験した原告らは、公正かつ妥当な方法により入学者の選抜が行われるものと信じて入学試験を受験したものであるべきであって、被告が本件属性調整を行っていることを認識していれば、本件大学の医学部医学科の入学試験を受験することはなかつたものと認めるのが相当であり、この認定に反する被告の主張は直ちに採用することはできない。

(3) したがって、平成18年度から平成30年度までの本件大学の医学部医学科の一般入試及びセンター利用入試における入学者の選抜において、本件属性調

5 整を行っていることを公表することなく、原告らに本件大学の医学部医学科の一般入試及びセンター利用入試を受験させた被告の行為は、少なくとも本件大学の医学部医学科の一般入試及びセンター利用入試を受験した原告らが自らの意思によって受験校を選択する自由を侵害するものとして、原告らに対する不法行為に該当するものと認めるのが相当である(以下、被告の上記行為を「本件不法行為」という。)

### 3 争点3 (被告の不法行為により原告らが被った損害の額) について

#### (1) 入学検定料について

10 前記2(2)において説示したところによれば、平成18年度から平成30年度までの本件大学の医学部医学科の一般入試及びセンター利用入試を受験した原告らは、被告が本件属性調整を行っていることを認識していれば、本件大学の医学部医学科の入学試験を受験することはなく、入学検定料を支出することもなかったものというべきであるから、原告らは、本件不法行為により入学検定料相当額の損害を被ったものと認めるのが相当である。

15 これに対し、被告は、入学検定料は、試験の実施と合否判定を受けるために必要な費用であり、本件属性調整により合否に影響を受けなかった原告らには不利益が生じていないから、入学検定料相当額の損害は生じておらず、本件属性調整により合否に影響を受けた原告らについては、入学検定料と不合格慰謝料や納付金差額等の請求は両立せず、相当因果関係がないと主張するが、原告らは、本件属性調整により合否に影響を受けたか否かにかかわらず、上記のとおり、被告が本件属性調整を行っていることを認識していれば、本件大学の医学部医学科の入学試験を受験しなかったというのであり、本件属性調整により合否に影響を受けたか否かにかかわらず、入学検定料相当額の損害を被ったものというべきであるから、被告の上記主張は採用することができない。

25 そして、前記第2の1の前提事実(2)イ及びウによれば、一般入試の入学検定料は1年度当たり6万円、センター利用入試の入学検定料は1年度当たり4万

円であるから、別紙認容額一覧表中「原告番号」欄記載の各原告は、本件不法行為により、それぞれ対応する同表中「損害項目」欄中「入学検定料」欄記載の金額（なお、原告21、26、28、29、31、33、36及び40は、平成29年度及び平成30年度分の入学検定料相当額を請求していないが、当該部分には「¥0」と記載した。）の損害を被ったものと認められる。

(2) 交通費について

ア(ア) 前記2(2)において説示したところによれば、平成18年度から平成30年度までの本件大学の医学部医学科の一般入試及びセンター利用入試を受験した原告らは、被告が本件属性調整を行っていることを認識していれば、本件大学の医学部医学科の入学試験を受験することはなく、本件大学の医学部医学科の入学試験を受験するために要した交通費を支出することもなかったものというべきであるから、原告らは、本件不法行為により交通費相当額の損害を被ったものと認めるのが相当である。

これに対し、被告は、交通費は試験の実施と合否判定を受けるために必要な費用であり、本件属性調整により合否に影響を受けなかった原告らには不利益が生じていないから、交通費相当額の損害は生じておらず、本件属性調整により合否に影響を受けた原告らについては、交通費と不合格慰謝料や納付金差額等の請求は両立せず、相当因果関係がないと主張するが、原告らは、本件属性調整により合否に影響を受けたか否かにかかわらず、上記のとおり、被告が本件属性調整を行っていることを認識していれば、本件大学の医学部医学科の入学試験を受験しなかったというのであり、本件属性調整により合否に影響を受けたか否かにかかわらず、交通費相当額の損害を被ったものというべきであるから、被告の上記主張は採用することができない。

(イ) なお、原告28が平成29年度の推薦入試を受験したことについては争いがないものの、前記第2の1の前提事実(4)イによれば、本件属性調整が

行われたのは、本件大学の医学部医学科の一般入試及びセンター利用入試のそれぞれの二次試験における小論文試験においてであって、平成29年度の推薦入試において本件属性調整が行われたと認めるに足りる証拠はない。そうすると、原告28が平成29年度の推薦入試に際して本件大学を来訪した際に交通費を支出したとしても、これは本件不法行為と相当因果関係のある損害であるということとはできない。

イ 本件大学への来訪回数について

前記第2の1の前提事実(3)及び前記第3の1並びに弁論の全趣旨によれば、別紙認定交通費一覧表中「原告番号」欄記載の各原告は、同各原告に対応する同表中「受験年度」欄記載の各年度に、同表中「試験種別」欄記載の各種別の本件大学の医学部医学科の入学試験を受験したことが認められるところ、前記第2の1の前提事実(2)イ及びウ並びに弁論の全趣旨によれば、一般入試の一次試験を受験した者は1年度毎に1回、一般入試及びセンター利用入試の一次試験に合格して二次試験を受験した者は1年度毎に1回、本件大学（ただし、一般入試の一次試験についてはベルサール新宿グランド試験会場を含む。）を来訪したことが認められるが、センター利用入試の一次試験は大学入試センター指定の試験会場において実施されることが認められ、センター利用入試の一次試験の際に原告らが本件大学を来訪した事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

そして、証拠（甲58、乙17、23、原告1本人（7頁））及び弁論の全趣旨によれば、別紙認定交通費一覧表中「原告番号」欄記載の各原告のうち一次試験に合格して二次試験を受験した者及びその年度は、原告1（平成18年度）、原告4（平成25年度）、原告10（平成27年度）、原告12（平成27年度及び平成28年度）、原告15（平成28年度）、原告20（平成27年度）、原告22（平成29年度）、原告24（平成29年度）、原告28（平成29年度）、原告33（平成30年度）、原告36（平成30年度）及

び原告38（平成25年度）であることが認められる（なお、原告1については、証拠（甲58、原告1本人（7頁））及び弁論の全趣旨により、原告1が、平成18年3月1日、本件大学の医学部医学科の入学試験の面接において「自転車に乗れるようになったのは何才のときか。」「手伝ってくれたのは両親のどちらか。」等の質問をされた旨を当時使用していた手帳に記載していたことが認められ、平成18年度の一般入試の二次試験を受験したものと認めるのが相当であるから、本件大学への来訪回数は、一次試験と二次試験の合計2回となる。また、原告5については、平成24年度の一般入試の二次試験を受験したことを認めるに足りる的確な証拠がないため、本件大学への来訪回数は一次試験の1回のみとなる。）。  
5

したがって、別紙認定交通費一覧表中「原告番号」欄記載の各原告の一次試験の受験回数に二次試験の受験回数を併せた本件大学への来訪回数は、同各原告に対応する同表中「本件大学来訪回数（回）」欄記載のとおりとなる（なお、原告36は、平成29年度の一般入試の一次試験並びに平成30年度の一次試験及び二次試験を受験しているため、本件大学への来訪回数は3回となるが、本件大学への来訪回数を2回と主張しているため、その限度で認定する。また、後記オのとおり、原告38が二次試験の受験に際して支出した交通費については、その半分の限度で本件と相当因果関係のある損害と認めるのが相当であることから、便宜上、同表中「本件大学来訪回数（回）」欄の二次試験に係る来訪回数は「0.5回」と記載した。）。  
10  
15  
20

#### ウ 片道運賃の額について

別紙認定交通費一覧表中「片道運賃」の「証拠」欄記載の証拠及び弁論の全趣旨によれば、同表中「原告番号」欄記載の各原告は、本件大学の医学部医学科の入学試験を受験するために本件大学を来訪した際、当時の自宅から最寄りの同表中「出発地」欄記載の駅及び停留所（以下「駅等」という。）から、本件大学から最寄りの同表中「目的地」欄記載の駅等まで公共交通機関  
25

を利用して移動し、片道の交通費として同各原告に対応する同表中「片道運賃」欄記載の金員を支出したことが認められる（なお、原告33の1人当たりの片道の交通費は、[REDACTED]航空券代2万3660円及び鉄道料金767円の合計2万4427円となる。）。

5 エ 付添人数について

証拠（甲51の3、15、甲59の8）及び弁論の全趣旨によれば、原告5は[REDACTED]から、原告38は[REDACTED]内の自宅から、それぞれ本件大学の医学部医学科の入学試験を受験するために本件大学を来訪したことが認められるところ、二十歳前後の女性が自宅から遠距離にある大学を受験するに当たり、安心して受験に臨むことができるよう保護者等が同伴することはあながち不合理なこととはいえないから、原告5、33及び38に付き添った者の交通費もまた、本件不法行為と相当因果関係のある損害に当たるものと認めるのが相当である（後記(3)の宿泊費も同様である。）。

15 オ 被告の反論について

被告は、本件大学の医学部医学科のみならず他大学の医学部をも受験するために上京した場合の交通費については相当因果関係がないと主張する。

そこで検討するに、証拠（甲59の8）によれば、原告38は、本件大学の医学部医学科の一般入試（二次試験）の受験に際し、その前日に[REDACTED]の医学部の入学試験（一次試験）を受験したことが認められ、本件大学の医学部医学科の入学試験を受験しない場合には、[REDACTED]医学部の入学試験も受験しなかったと認めるに足る証拠はないことからすれば、本件大学の医学部医学科の一般試験（二次試験）の受験に際して支出した交通費は、その半分の限度で本件不法行為と相当因果関係のある損害と認めるのが相当である。

25 他方、その他の原告らが、上記認定の交通費を支出したのが本件大学以外

の大学の医学部を受験するためであったことを認めるに足りる具体的な証拠はないから、被告の上記主張は採用することができない（後記(3)の宿泊費も同様である。）。

カ 小括

5 以上によれば、別紙認定交通費一覧表中「原告番号」欄記載の各原告は、本件不法行為により、同各原告に対応する同表中「片道運賃」欄記載の片道の交通費を2倍（ただし、原告5、33及び38については付添者の分を含めて4倍）した往復の交通費に、同表中「本件大学来訪回数（回）」欄記載の回数に乗じた同表中「合計交通費」欄記載の金額（別紙認容額一覧表中「損害項目」欄中「交通費」欄記載の金額（なお、原告13は、交通費相当額を請求していないが、当該部分には「¥0」と記載した。))の損害を被ったものと認められる。

(3) 宿泊費（原告5、16、20、32、33及び38）について

15 ア 上記(2)イ及びエ並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 原告5は、平成24年度の一般入試（一次試験）を受験する ██████████ 県内の自宅から付添者1名と共に上京し、本件大学の近傍の宿泊施設に1泊した（甲51の3、弁論の全趣旨）。

20 (イ) 原告16は、平成27年度の一般入試（一次試験）を受験する ██████████ ██████████ 自宅から上京し、本件大学の近傍の宿泊施設に1泊した（弁論の全趣旨）。

25 (ウ) 原告20は、平成27年度の一般入試（一次試験及び二次試験）並びに平成28年度の一般入試（一次試験）を受験するため ██████████ 自宅から3回上京し、東横INN新宿御苑前駅3番出口に1回当たり2泊（合計6泊）して、宿泊費として各1万6000円（合計4万8000円）を支出した（甲59の2、61）。

(エ) 原告32は、平成30年度の一般入試（一次試験）を受験する[REDACTED]  
[REDACTED]から上京し、本件大学の近傍の宿泊施設に1泊して、宿泊費  
として9000円を支出した（甲51の14、54の5、59の7）。

5 (オ) 原告33は、平成30年度の一般入試（一次試験及び二次試験）を受験  
するために[REDACTED]から付添者1名と共に2回上京し、アパホテル<  
新宿御苑前>に各1泊して、宿泊費として各2万8500円（合計5万7  
000円）を支出した（甲45、51の15）。

10 (カ) 原告38は、平成25年度の一般入試（一次試験及び二次試験）を受験  
するために[REDACTED]から付添者1名と共に2回上京し、一次試験の  
際はホテルローズガーデン新宿に1泊して宿泊費として1万3000円  
を支出し、二次試験の際は本件大学の近傍の同程度の宿泊施設に1泊し、  
宿泊費として1万3000円程度を支出した（甲47、54の6、59の  
8）。

15 イ 上記2(2)において説示したところによれば、原告5、16、20、32、  
33及び38は、被告が本件属性調整を行っていることを認識していれば、  
本件大学の医学部医学科の入学試験を受験することはなく、本件大学の医学  
部医学科の入学試験を受験するために要した宿泊費を支出することもなか  
ったものというべきであるから、上記原告らは、本件不法行為により宿泊費  
相当額の損害を被ったものと認めるのが相当である。

20 これに対し、被告は、宿泊費は試験の実施と合否判定を受けるために必要  
な費用であり、本件属性調整により合否に影響を受けなかった原告らには不  
利益が生じていないから、宿泊費相当額の損害は生じておらず、本件属性調  
整により合否に影響を受けた原告らについては、宿泊費と不合格慰謝料や納  
付金差額等の請求は両立せず、相当因果関係がないと主張するが、上記原告  
25 らは、本件属性調整により合否に影響を受けたか否かにかかわらず、上記の  
とおり、被告が本件属性調整を行っていることを認識していれば本件大学の



医学部医学科の入学試験を受験しなかったというのであり、本件属性調整により合否に影響を受けたか否かにかかわらず、宿泊費相当額の損害を被ったものというべきであるから、被告の上記主張は採用することができない。

ウ そして、上記アによれば、本件不法行為により、原告20は合計4万8000円の、原告32は9000円の、原告33は合計5万7000円の、原告38は合計2万6000円の宿泊費を支出し、同額の損害を被ったものと認められるところ、原告5及び原告16が支出した宿泊費の額は証拠上必ずしも明らかではないが、弁論の全趣旨によれば、その額は1人当たり1泊5000円を下回らないものと認められるから、本件不法行為により、原告5は1万円（付添者1名分を含む）、原告16は5000円の宿泊費相当額の損害を被ったものと認めるのが相当である。

したがって、原告5、16、20、32、33及び38は、本件不法行為により、別紙認容額一覧表中同各原告に対応する「損害項目」欄中「宿泊費」欄記載の金額の損害を被ったものと認められる。

なお、被告は、原告32の自宅から本件大学の医学部医学科までの所要時間は1時間程度であり、宿泊の必要性がないから、原告32の宿泊費については相当因果関係がないと主張するが、前記第2の1の前提事実(2)アによれば、本件大学の医学部医学科の入学試験は毎年1月中旬ないし2月中旬頃に実施されていたことが認められ、原告32の自宅から本件大学の医学部医学科までの所要時間が1時間程度であるとしても、降雪等の天候不良や人身事故等による公共交通機関の遅延等により受験開始時刻に遅刻することがないよう本件大学近傍の宿泊施設に宿泊することはあながち不合理なこととはいえず、原告32が支出した宿泊費もまた、本件不法行為と相当因果関係のある損害に当たるものと認めるのが相当であるから、被告の上記主張は採用することができない。

(4) 納付金差額（原告22及び38）について

原告22及び38は、被告の不法行為により他大学の医学部への進学を余儀なくされ、同医学部への進学・在籍に要する費用と、本件大学の医学部医学科への進学・在籍に要する費用との差額に相当する損害を被った旨を主張するところ、証拠（甲20、28、41）及び弁論の全趣旨によれば、原告22が、平成29年度の[REDACTED]入学試験に合格し、同大学医学部に入学したこと及び原告38が、平成25年度の[REDACTED]入学試験に合格し、同大学に入学したことが認められる。

しかしながら、前記2(2)において説示したところによれば、原告22及び38は、被告が本件属性調整を行っていることを認識していれば、本件大学の医学部医学科の入学試験を受験することはなかったというのであり、本件大学の医学部医学科に入学することを前提として、実際に入学した大学への進学・在籍に要する費用との差額に相当する損害を被ったものとは認められないから、原告22及び38の上記主張は採用することができない。

(5) 逸失利益（原告36）について

原告36は、本件属性調整が行われていなければ平成30年度入試に合格し、現在より1年早く医学部を卒業して医師として稼働することが可能であったから、被告の不法行為により1年分の医師収入に相当する損害を被ったと主張する。

前記第2の1の前提事実(4)エ、前記第3の3(2)イ、証拠（甲22、56、乙17、原告36本人）及び弁論の全趣旨によれば、原告36は、本件大学の医学部医学科を第一志望として、平成29年度及び平成30年度の一般入試を受験したが、平成29年度は一次試験で不合格となり、平成30年度は一次試験に合格したものの二次試験で不合格となったこと、原告36は、本件第三者委員会が作成した平成30年度の新合格者選定名簿において、当時繰上合格となった最低順位よりも上位であったが、本件大学の医学部医学科への入学の意向を示さず、平成31年度の[REDACTED]入学試験を受験して合格し、

同年4月から同大学に在籍していることが認められる。

しかしながら、前記2(2)において説示したところによれば、原告36は、被告が本件属性調整を行っていることを認識していれば、本件大学の医学部医学科の入学試験を受験することはなかったというのであり、平成30年に本件大学の医学部医学科に入学し、現在より1年早く医学部を卒業して医師として稼働することを前提として、1年分の医師収入に相当する損害を被ったものとは認められないから、原告36の上記主張は採用することができない。

(6) 予備校費用（原告36）について

原告36は、本件属性調整が行われたことにより平成30年度入試において不合格とされ、予備校に通うことを余儀なくされ、本件不法行為により、予備校費用相当額の損害を被ったと主張する。

上記(5)において認定した事実に加え、証拠（甲24、56、原告36本人）及び弁論の全趣旨によれば、原告36は、平成30年度の本件大学の医学部医学科の一般入試を受験し、一次試験に合格したものの二次試験で不合格となったため、平成30年4月から平成31年3月まで、次年度の受験に向けて予備校に在籍し、その費用として310万2840円を支出したこと、原告36は、本件第三者委員会が作成した平成30年度の新合格者選定名簿において、当時繰上合格となった最低順位よりも上位であったが、本件大学の医学部医学科への入学の意向を示さなかったことが認められる。

しかしながら、前記2(2)において説示したところによれば、原告36は、被告が本件属性調整を行っていることを認識していれば、本件大学の医学部医学科の入学試験を受験することはなかったというのであり、平成30年に本件大学の医学部医学科に入学していたことを前提に、平成30年4月から平成31年3月までの予備校費用相当額の損害を被ったものとは認められないから、原告36の上記主張は採用することができない。

(7) 受験慰謝料について

前記2(2)及び同(3)において説示したところによれば、原告らは、公正かつ妥当な方法により入学者の選抜が行われているものと信じて本件大学の医学部医学科の一般入試及びセンター利用入試を受験したにもかかわらず、平成18年度から平成30年度までの本件大学の医学部医学科の一般入試及びセンター利用入試における入学者の選抜において、合理的な理由なく女性の受験者を一律に不利益に扱う本件属性調整を行っていることを公表することなく、原告らに本件大学の医学部医学科の入学試験を受験させた被告の本件不法行為により、原告らが自らの意思によって受験校を選択する自由を侵害されるとともに、本件大学の医学部医学科の入学試験の受験に代えて他の医科大学又は他の大学の医学部の入学試験を受験する機会を喪失させられ、又は制約されるなどして同人らの進路の決定に影響を及ぼしたものであり、原告らが被った精神的苦痛は、本件属性調整により合否に影響を受けたか否かにかかわらず、必ずしも小さなものとはいえない。

一方で、証拠(甲16)によれば、被告が、平成31年度の本件大学の医学部医学科の入学試験において、一律に本件属性調整を行うためのシステムを廃止するなどの是正措置を講じたことが認められるところ、これらの事情を含め、本件において現れた一切の事情を考慮すると、本件不法行為により原告らが被った精神的苦痛を慰謝するに足りる金員は、原告ら各自につき1年度当たり20万円と認めるのが相当である。

(8) 不合格慰謝料(原告22、33、36及び38)について

ア 原告22、33及び36について

前記第2の1の前提事実(4)エによれば、原告22、33及び36は、本件第三者委員会が作成した平成30年度の新合格者選定名簿において、当時繰上合格となった最低順位よりも上位であった者であり、本来であれば合格と判定されるべきところを本件属性調整によって不合格と判断された者であることが認められる。



上記事情によれば、原告 2 2、3 3 及び 3 6 は、本件不法行為により自らの意思によって受験校を選択する自由を侵害されるとともに、本件大学の医学部医学科の入学試験の受験に代えて他の医科大学又は他の大学の医学部の入学試験を受験する機会を喪失させられ、又は制約されるなどして同人らの進路の決定に影響を及ぼしたにとどまらず、本件属性調整によって不利益な取扱いを受けたために不合格とされ、結果として、同人らの期待に反する経済的損失が生じることとなったことも否定できないものであって、原告 2 2、3 3 及び 3 6 が被った精神的苦痛は、他の原告らと比べてより大きなものであったといわざるを得ない。

これに対し、被告は、本件属性調整により合否に影響を受けた受験者に対しては、追加の合格判定や補償の提案等を行っているため、原告 2 2、3 3 及び 3 6 には不合格慰謝料が発生しないと主張するところ、前記第 2 の 1 の前提事実(4)エによれば、原告 2 2、3 3 及び 3 6 は、本件大学の医学部医学科への入学意思の有無を確認されたものの、入学の意向を示さなかったことが認められ、被告の主張する追加の合格判定や補償の提案により上記原告らの精神的苦痛が慰謝されたものとは認められないから、被告の上記主張は採用することができない。

その他本件において現れた一切の事情を考慮すると、本件不法行為により原告 2 2、3 3 及び 3 6 が被った精神的損害を慰謝するに足りる金員は、上記(7)の受験慰謝料に加え、1 人当たり 1 5 0 万円と認めるのが相当である。

#### イ 原告 3 8 について

前記第 2 の 1 の前提事実(4)オによれば、原告 3 8 は、平成 2 5 年度の本件大学の医学部医学科の入学試験について、当時の繰上合格の順位より上位となる可能性があった者であり、本来であれば合格と判断される可能性があったところを本件属性調整によって不合格と判断された者であることが認められる。

上記事情によれば、原告38は、本件不法行為により、自らの意思によって受験校を選択する自由を侵害されるとともに、本件大学の医学部医学科の入学試験の受験に代えて他の医科大学又は他の大学の医学部の入学試験を受験する機会を喪失させられ、又は制約されるなどして同人の進路の決定に影響を及ぼしたにとどまらず、本件属性調整によって不利益な取扱いを受けたために不合格とされた可能性があり、その結果として、同人の期待に反する経済的損失が生じることとなった可能性があることも否定できないものであって、原告38が被った精神的苦痛は、原告22、33及び36にも劣らず、その他の原告らと比べてより大きなものであったといわざるを得ない。

これに対し、被告は、本件属性調整により可否に影響を受けた受験者に対しては、追加の合格判定や補償の提案等を行っているため、原告38には不合格慰謝料が発生しないと主張するところ、前記第2の1の前提事実(4)オによれば原告38は、被告から10万円を補償する旨の申出を受けたが、これに応じなかったことが認められ、被告の主張する追加の合格判定や補償の提案により原告38の精神的苦痛が慰謝されたものとは認められないから、被告の上記主張は採用することができない。

その他本件において現れた一切の事情を考慮すると、本件属性調整によって不利益な取扱いを受けなければ原告38が本件大学の医学部医学科に合格していたとは言い切れないことを踏まえても、本件不法行為により原告38が被った精神的損害を慰謝するに足りる金員は、上記(7)の受験慰謝料に加え、100万円と認めるのが相当である。

#### (9) 弁護士費用相当額

本件不法行為と相当因果関係の認められる弁護士費用の金額は、別紙認容額一覧表中「原告番号」欄記載の各原告につき、同各原告に対応する同表中「小計」欄記載の金額の1割（同表中「弁護士費用相当額」欄記載の金額）と認めるのが相当である。

(10) 小括

上記(1)ないし(9)によれば、被告は、別紙認容額一覧表中「原告番号」欄記載の各原告に対し、同各原告に対応する同表中「合計認容額」欄記載の各金員及びこれに対する同表中「訴状送達の日翌日」欄記載の各日から支払済みまでの平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払う義務を負う。

第4 結論


以上によれば、原告6を除く原告らの請求はいずれも主文第1項記載の限度で理由があるからその限度で認容し、原告6の請求及び原告6を除くその余の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第25部

裁判長裁判官

平城恭子 

裁判官

高見澤昌史 

裁判官杉森洋平は転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官

平城恭子 

原告 番号	受験年度	試験種別	損害項目								小計	弁護士費用 相当額	合計認容額	訴状送達の日 の翌日
			受験謝料	不合格謝料	入学検定料	交通費	宿泊費	納付金差額	逸失利益	予備校費用				
1	平成18年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥60,000	¥2,200	¥0	¥0	¥0	¥0	¥262,200	¥26,220	¥288,420	令和元年5月23日
4	平成24年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥60,000	¥638	¥0	¥0	¥0	¥0	¥260,638	¥26,063	¥574,104	令和元年5月23日
	平成25年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥60,000	¥1,276	¥0	¥0	¥0	¥0	¥261,276	¥26,127		
5	平成24年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥60,000	¥58,720	¥10,000	¥0	¥0	¥0	¥328,720	¥32,872	¥361,592	令和元年5月23日
8	平成25年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥100,000	¥2,200	¥0	¥0	¥0	¥0	¥302,200	¥30,220	¥884,840	令和元年5月23日
	センター利用入試	¥200,000	¥0	¥100,000	¥2,200	¥0	¥0	¥0	¥0	¥262,200	¥26,220			
	平成26年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥60,000	¥2,200	¥0	¥0	¥0	¥0	¥262,200	¥26,220		
平成27年度	センター利用入試	¥200,000	¥0	¥40,000	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥240,000	¥24,000			
9	平成24年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥60,000	¥480	¥0	¥0	¥0	¥0	¥260,480	¥26,048	¥286,528	令和元年5月23日
10	平成27年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥60,000	¥2,860	¥0	¥0	¥0	¥0	¥262,860	¥26,286	¥289,146	令和元年5月23日
11	平成27年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥100,000	¥400	¥0	¥0	¥0	¥0	¥300,400	¥30,040	¥660,880	令和元年5月23日
	センター利用入試	¥200,000	¥0	¥100,000	¥400	¥0	¥0	¥0	¥0	¥300,400	¥30,040			
平成28年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥100,000	¥400	¥0	¥0	¥0	¥0	¥300,400	¥30,040	¥617,760	令和元年5月23日	
平成28年度	センター利用入試	¥200,000	¥0	¥100,000	¥800	¥0	¥0	¥0	¥0	¥300,800	¥30,080			
12	平成27年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥60,000	¥800	¥0	¥0	¥0	¥0	¥260,800	¥26,080	¥286,000	令和元年5月23日
平成28年度	センター利用入試	¥200,000	¥0	¥60,000	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥260,000	¥26,000			
13	平成27年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥60,000	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥260,000	¥26,000	¥286,000	令和元年5月23日
15	平成28年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥60,000	¥3,888	¥0	¥0	¥0	¥0	¥263,888	¥26,388	¥578,414	令和元年5月23日
	平成29年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥60,000	¥1,944	¥0	¥0	¥0	¥0	¥261,944	¥26,194		
16	平成27年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥60,000	¥21,780	¥5,000	¥0	¥0	¥0	¥286,780	¥28,678	¥315,458	令和元年5月23日
17	平成28年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥100,000	¥390	¥0	¥0	¥0	¥0	¥300,390	¥30,039	¥330,429	令和元年5月23日
平成28年度	センター利用入試	¥200,000	¥0	¥100,000	¥390	¥0	¥0	¥0	¥0	¥300,390	¥30,039	¥882,794	令和元年5月23日	
20	平成27年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥60,000	¥156,360	¥32,000	¥0	¥0	¥0	¥448,360			¥44,836
平成28年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥60,000	¥78,180	¥16,000	¥0	¥0	¥0	¥354,180	¥35,418			
21	平成28年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥100,000	¥638	¥0	¥0	¥0	¥0	¥300,638	¥30,063	¥772,561	令和元年5月23日
	センター利用入試	¥200,000	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥200,846	¥20,084			
	平成29年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥0	¥846	¥0	¥0	¥0	¥0	¥200,846	¥20,084		
平成30年度	センター利用入試	¥200,000	¥0	¥0	¥846	¥0	¥0	¥0	¥0	¥200,846	¥20,084			
22	平成28年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥60,000	¥1,296	¥0	¥0	¥0	¥0	¥261,296	¥26,129	¥2,270,276	令和元年5月23日
	平成29年度	センター利用入試	¥200,000	¥1,500,000	¥100,000	¥2,592	¥0	¥0	¥0	¥0	¥1,802,592	¥180,259		
24	平成28年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥100,000	¥680	¥0	¥0	¥0	¥0	¥300,680	¥30,068	¥662,244	令和元年5月23日
	平成29年度	センター利用入試	¥200,000	¥0	¥100,000	¥1,360	¥0	¥0	¥0	¥0	¥301,360	¥30,136		
26	平成28年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥60,000	¥1,240	¥0	¥0	¥0	¥0	¥261,240	¥26,124	¥508,728	令和元年5月23日
	平成29年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥0	¥1,240	¥0	¥0	¥0	¥0	¥201,240	¥20,124		
28	平成29年度	一般入試 推薦入試	¥200,000	¥0	¥0	¥1,232	¥0	¥0	¥0	¥0	¥201,232	¥20,123	¥221,355	令和元年5月23日
29	平成30年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥0	¥1,278	¥0	¥0	¥0	¥0	¥201,278	¥20,127	¥221,405	令和元年5月23日
31	平成30年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥0	¥360	¥0	¥0	¥0	¥0	¥200,360	¥20,036	¥220,396	令和元年5月23日
32	平成30年度	一般入試 センター利用入試	¥200,000	¥0	¥100,000	¥1,420	¥9,000	¥0	¥0	¥0	¥310,420	¥31,042	¥341,462	令和元年5月23日
33	平成30年度	一般入試 センター利用入試	¥200,000	¥1,500,000	¥0	¥195,416	¥57,000	¥0	¥0	¥0	¥1,952,416	¥195,241	¥2,147,657	令和元年5月23日
34	平成25年度	センター利用入試	¥200,000	¥0	¥40,000	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥240,000	¥24,000	¥264,000	令和元年5月23日
36	平成29年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥0	¥420	¥0	¥0	¥0	¥0	¥200,420	¥20,042	¥2,090,924	令和元年5月23日
	平成30年度	一般入試	¥200,000	¥1,500,000	¥0	¥420	¥0	¥0	¥0	¥0	¥1,700,420	¥170,042		
38	平成25年度	一般入試	¥200,000	¥1,000,000	¥60,000	¥40,060	¥26,000	¥0	¥0	¥0	¥1,326,060	¥132,606	¥1,458,666	令和2年1月15日
39	平成26年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥60,000	¥440	¥0	¥0	¥0	¥0	¥260,440	¥26,044	¥286,484	令和2年7月21日
40	平成29年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥0	¥946	¥0	¥0	¥0	¥0	¥200,946	¥20,094	¥442,080	令和2年7月21日
	平成30年度	一般入試	¥200,000	¥0	¥0	¥946	¥0	¥0	¥0	¥0	¥200,946	¥20,094		

¥18,284,803

以上



原告 番号	受験年度	試験種別	損害項目								小計	弁護士費用 相当額	請求総額	訴状送達の日 の翌日
			受験謝料	不合格謝料	入学検定料	交通費	宿泊費	納付金差額	逸失利益	予備校費用				
1	平成18年度	一般入試	¥2,000,000	¥0	¥60,000	¥2,200	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,062,200	¥206,220	¥2,268,420	令和元年5月23日
4	平成24年度	一般入試	¥2,000,000	¥0	¥60,000	¥638	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,060,638	¥206,064	¥4,534,105	令和元年5月23日
	平成25年度	一般入試	¥2,000,000	¥0	¥60,000	¥1,276	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,061,276	¥206,128		
5	平成24年度	一般入試	¥2,000,000	¥0	¥60,000	¥117,440	¥80,000	¥0	¥0	¥0	¥2,257,440	¥225,744	¥2,483,184	令和元年5月23日
6	平成24年度	一般入試	¥2,000,000	¥0	¥60,000	¥620	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,060,620	¥206,062	¥2,266,682	令和元年5月23日
8	平成25年度	一般入試 センター利用入試	¥2,000,000	¥0	¥100,000	¥2,200	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,102,200	¥210,220	¥6,827,260	令和元年5月23日
	平成26年度	一般入試	¥2,000,000	¥0	¥60,000	¥2,200	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,062,200	¥206,220		
	平成27年度	センター利用入試	¥2,000,000	¥0	¥40,000	¥2,200	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,042,200	¥204,220		
9	平成23年度	一般入試	¥2,000,000	¥0	¥60,000	¥480	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,060,480	¥206,048	¥4,533,056	令和元年5月23日
	平成24年度	一般入試	¥2,000,000	¥0	¥60,000	¥480	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,060,480	¥206,048		
10	平成27年度	一般入試	¥2,000,000	¥0	¥60,000	¥2,860	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,062,860	¥206,286	¥2,269,146	令和元年5月23日
11	平成27年度	一般入試 センター利用入試	¥2,000,000	¥0	¥100,000	¥400	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,100,400	¥210,040	¥4,620,880	令和元年5月23日
	平成28年度	一般入試 センター利用入試	¥2,000,000	¥0	¥100,000	¥400	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,100,400	¥210,040		
12	平成27年度	一般入試	¥2,000,000	¥0	¥60,000	¥800	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,060,800	¥206,080	¥4,577,760	令和元年5月23日
	平成28年度	一般入試 センター利用入試	¥2,000,000	¥0	¥100,000	¥800	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,100,800	¥210,080		
13	平成27年度	一般入試	¥2,000,000	¥0	¥60,000	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,060,000	¥206,000	¥2,266,000	令和元年5月23日
15	平成27年度	一般入試	¥2,000,000	¥0	¥60,000	¥1,944	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,061,944	¥206,194	¥6,806,554	令和元年5月23日
	平成28年度	一般入試	¥2,000,000	¥0	¥60,000	¥3,888	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,063,888	¥206,389		
	平成29年度	一般入試	¥2,000,000	¥0	¥60,000	¥1,944	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,061,944	¥206,194		
16	平成27年度	一般入試	¥2,000,000	¥0	¥60,000	¥21,780	¥10,000	¥0	¥0	¥0	¥2,091,780	¥209,178	¥2,300,958	令和元年5月23日
17	平成28年度	一般入試 センター利用入試	¥2,000,000	¥0	¥100,000	¥390	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,100,390	¥210,039	¥2,310,429	令和元年5月23日
20	平成27年度	一般入試	¥2,000,000	¥0	¥60,000	¥156,360	¥32,000	¥0	¥0	¥0	¥2,248,360	¥224,836	¥4,842,794	令和元年5月23日
	平成28年度	一般入試	¥2,000,000	¥0	¥60,000	¥78,180	¥16,000	¥0	¥0	¥0	¥2,154,180	¥215,418		
21	平成28年度	一般入試 センター利用入試	¥2,000,000	¥0	¥100,000	¥638	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,100,638	¥210,064	¥6,712,563	令和元年5月23日
	平成29年度	一般入試 センター利用入試	¥2,000,000	¥0	¥0	¥846	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,000,846	¥200,085		
	平成30年度	一般入試	¥2,000,000	¥0	¥0	¥846	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,000,846	¥200,085		
22	平成28年度	一般入試	¥2,000,000	¥0	¥60,000	¥1,296	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,061,296	¥206,130	¥18,117,977	令和元年5月23日
	平成29年度	一般入試 センター利用入試	¥2,000,000	¥5,000,000	¥100,000	¥2,592	¥0	¥7,307,000	¥0	¥0	¥14,409,592	¥1,440,959		
24	平成28年度	一般入試 センター利用入試	¥2,000,000	¥0	¥100,000	¥680	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,100,680	¥210,068	¥4,622,244	令和元年5月23日
	平成29年度	一般入試 センター利用入試	¥2,000,000	¥0	¥100,000	¥1,360	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,101,360	¥210,136		
26	平成28年度	一般入試 センター利用入試	¥2,000,000	¥0	¥100,000	¥1,240	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,101,240	¥210,124	¥4,512,728	令和元年5月23日
	平成29年度	一般入試	¥2,000,000	¥0	¥0	¥1,240	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,001,240	¥200,124		
28	平成29年度	一般入試 推薦入試	¥2,000,000	¥0	¥0	¥1,848	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,001,848	¥200,185	¥2,202,033	令和元年5月23日
29	平成30年度	一般入試	¥2,000,000	¥0	¥0	¥1,278	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,001,278	¥200,128	¥2,201,406	令和元年5月23日
31	平成30年度	一般入試	¥2,000,000	¥0	¥0	¥360	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,000,360	¥200,036	¥2,200,396	令和元年5月23日
32	平成30年度	一般入試 センター利用入試	¥2,000,000	¥0	¥100,000	¥1,420	¥9,000	¥0	¥0	¥0	¥2,110,420	¥211,042	¥2,321,462	令和元年5月23日
33	平成30年度	一般入試 センター利用入試	¥2,000,000	¥5,000,000	¥0	¥219,416	¥57,000	¥0	¥0	¥0	¥7,276,416	¥727,642	¥8,004,058	令和元年5月23日
34	平成25年度	一般入試 センター利用入試	¥2,000,000	¥0	¥100,000	¥1,560	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,101,560	¥210,156	¥2,311,716	令和元年5月23日
36	平成29年度	一般入試	¥2,000,000	¥0	¥0	¥420	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,000,420	¥200,042	¥26,201,692	令和元年5月23日
	平成30年度	一般入試	¥2,000,000	¥5,000,000	¥0	¥420	¥0	¥0	¥11,610,800	¥3,208,080	¥21,819,300	¥2,181,930		
38	平成25年度	一般入試	¥2,000,000	¥5,000,000	¥60,000	¥53,640	¥26,000	¥5,000,000	¥0	¥0	¥12,139,640	¥1,213,964	¥13,353,604	令和2年1月15日
39	平成26年度	一般入試	¥2,000,000	¥0	¥60,000	¥440	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,060,440	¥206,044	¥2,266,484	令和2年7月21日
40	平成29年度	一般入試	¥2,000,000	¥0	¥0	¥946	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,000,946	¥200,095	¥4,402,081	令和2年7月21日
	平成30年度	一般入試	¥2,000,000	¥0	¥0	¥946	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,000,946	¥200,095		

¥152,337,671

以上

これは正本である。

令和4年9月9日

東京地方裁判所民事第25部

裁判所書記官 中野倫

